解散公告

当社は、平成二十年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十一年七月二日
神奈川県横浜市中区野毛町二丁目七九番地
株式会社大一屋
清算人　小室　靖子

解散公告

当社は、平成二十一年四月六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十一年七月二日
福井県小浜市小浜清滝一九番地
有限会社岸金物店
代表清算人　岸　　金治

解散公告

当社は、平成二十一年二月二十八日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十一年七月二日
長野県岡谷市神明町四丁目六二番二号
有限会社らんかぁ倶楽部
清算人　真嶋　　茂

解散公告

当社は、平成二十一年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十一年七月二日
大阪府守口市寺内町二丁目七番五号荒萬ビル三階
株式会社サンワ
清算人　森岡　　修

解散公告

当社は、平成二十一年六月二十九日開催の臨時株主総会の決議により同年六月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十一年七月二日
兵庫県尼崎市久々知西町二丁目七―一八
ショクロ株式会社
代表清算人　福永　雅成

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十一年七月二日
奈良市東紀寺町一丁目九番二〇五号
有限会社花猫総合食品
清算人　西手　幸絵

解散公告

当社は、平成二十一年六月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十一年七月二日
広島県竹原市港町四丁目二番二四号
有限会社竹原フェリー興産
清算人　西部　　要

解散公告

当社は、平成二十一年四月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十一年七月二日
福岡県糟屋郡粕屋町大字大隈字畑田一二二番地
株式会社福岡共同積算
代表清算人　金子　和英

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年六月十日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十一年七月二日
東京都港区新橋六丁目一一番一〇号
社団法人国際港湾貨物流通協会
代表清算人　筒井　　博

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年五月二十三日開催の会員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十一年七月二日
横浜市中区本牧十二天二番一五号
ＮＰＯ法人なか
代表清算人　赤川　　真

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年六月三十日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年七月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十一年七月二日
埼玉県幸手市大字平須賀二三八〇番地一幸手市民文化体育館内
財団法人幸手市施設管理公社
代表清算人　町田　英夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年五月二十九日開催の社員総会の決議並びに国土交通大臣の認可により、平成二十一年六月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年七月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。
右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十一年七月二日
東京都千代田区麹町二丁目一四番地
社団法人道路緑化保全協会
代表清算人　安田　茂雄
（連絡先）東京都千代田区霞が関三―七―四明産富士ビル二Ｆ　三六号室

解散公告（第二回）

当法人は平成二十一年五月三十日開催の総会の決議により解散したので当法人に債権を有する者は本公告第一回掲載（平成二十一年六月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十一年七月二日
静岡県富士市今泉三八二七番地の三四
特定非営利活動法人コミュニティシンクタンクふじ
清算人　兒嶋　準一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年六月一日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年六月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十一年七月二日
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅三五五番地
神統流養源心教会
清算人　西和　　修

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年五月一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年六月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十一年七月二日
長崎県西彼杵郡長与町三根郷五二番地二六
特定非営利活動法人らくらく介護支援協会
清算人　三島　正夫

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間満了により平成二十一年六月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年六月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十一年七月二日
群馬県沼田市西原新町五三番地
財団法人西原新町会館
代表清算人　小林　一郎